



# 長野県報

11月1日(月)  
平成16年  
(2004年)  
第1606号

## 目次

### 規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(人事活性化チーム)..... 1

### 告示

- 地方バス運行対策費補助金交付要綱(平成14年長野県告示第21号)の一部改正(企画局交通政策課)..... 2
- 解除予定保安林(3件)(森林保全課)..... 3
- 鳥獣保護区の存続期間の更新(森林保全課)..... 3
- 休猟区の指定(森林保全課)..... 9
- 銃猟禁止区域の指定(森林保全課).....10
- みどりのアクション推進事業補助金交付要綱(森林保全課).....13
- 県道路線の変更及び関係図面の縦覧(道路維持課).....14
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路維持課).....14
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路維持課).....15
- 長野県収入証紙売りさばき人の住所変更(会計課).....15

### 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧(水環境課生活排水対策室).....16
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室).....16
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(3件)(産業振興課).....16
- 一般競争入札(産業振興課).....18
- 平成16年度長野県工科短期大学第5回専門短期課程(セミナー)の受講者の募集(産業活性化・雇用創出推進局).....18
- 土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課).....19
- 開発行為に関する工事の完了(4件)(建築管理課).....19
- 平成17年度長野県立盲学校及びろう学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒並びに養護学校高等部の生徒の募集(自律教育課).....20
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活保安課).....22
- 一般競争入札(道路維持課).....22

### 訓令

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部改正(情報公開課).....23



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

#### 長野県規則第44号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のよう

に改正する。

第3条の2中「コモンズ政策チーム」を「コモンズ・地域政策チーム」に改める。

第51条の9(見出しを含む。)中「コモンズ政策チーム」を「コモンズ・地域政策チーム」に改め、同条第1号中「コモンズ」の次に「及び地域の自律」を加える。

別表第32の2の長野県総合計画審議会の項中「|コモンズ政策チーム|」を「|コモンズ・地域政策チーム|」に改める。

別表第33の危機管理室の項を次のように改める。

危機管理室	室長	室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	危機管理幹	危機管理に係る総合調整に関する事務の総括掌理

別表第36の西駒郷の項中

生活支援専門員	入所者の専門的生活支援
---------	-------------

を

主任訓練指導専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な入所者の専門的職業訓練又は作業指導
生活支援専門員	入所者の専門的生活支援

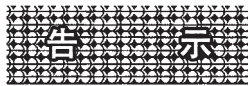
に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事活性化チーム



長野県告示第588号

地方バス運行対策費補助金交付要綱（平成14年長野県告示第21号）の一部を次のように改正します。

平成16年11月1日

長野県知事 田 中 康 夫

別表第2の2中

- (1) 低床型車両 地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両でノンステップ型又はワンステップ型スロープ若しくはリフト付きのもの

を

- (1) 低床型車両 次に掲げるもの  
 ア 地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両であって、ノンステップ型であり、かつ、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号）に基づく認定を受けたもの（以下「標準仕様ノンステップバス」という。）又はワンステップ型スロープ若しくはリフト付きであるもの  
 イ アに掲げるもののほか、地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両でノンステップ型のものうち、知事が認めたもの

に改める。

別表第3中

- |  |        |
|--|--------|
| 1 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（様式第2号）  | 別に定める。 |
| 2 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第3項に規定する営業報告書（以下「営業報告書」という。）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 |        |

- |  |  |
|--|--|
| 3 当該運行系統の時刻表                                   |  |
| 4 当該運行系統と他の路線バス事業者の運行系統との関係を表示した地図（以下「地図」という。） |  |

- |  |  |
|--|--|
| 1 購入車両の図面（仕様書等。なお、低床型車両の場合は床面までの地上高が分かるものとする。）   |  |
| 2 購入に要する経費の内訳を証する書類（見積書並びに附属品名、価格及び購入先を明記した内訳表等） |  |
| 3 代替予定車両の自動車検査証の写し                               |  |

を

- |  |        |
|--|--------|
| 1 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（様式第2号）  | 別に定める。 |
| 2 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項に規定する営業報告書（以下「営業報告書」という。）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 |        |
| 3 当該運行系統の時刻表   |        |
| 4 当該運行系統と他の路線バス事業者の運行系統との関係を表示した地図（以下「地図」という。）   |        |

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| 1 購入車両の図面（仕様書等。なお、低床型車両の場合は床面までの地上高が分かるものとする。）      | 別に定める。（4については車両購入前の別に定める日とする。） |
| 2 購入に要する経費の内訳を証する書類（見積書並びに附属品名、価格及び購入先を明記した内訳表等）    |                                |
| 3 代替予定車両の自動車検査証の写し                                  |                                |
| 4 低床型車両でノンステップ型のものうち、標準仕様ノンステップバス以外のもので、その理由を記載した書類 |                                |

に、

- |                |   |
|----------------|---|
| 4 バス車両の主要部分の写真 | を |
|----------------|---|

- |   |       |
|---|-------|
| 4 バス車両の主要部分の写真                                    |       |
| 5 標準仕様ノンステップバスを購入した場合は、標準仕様ノンステップバス認定要領に定める認定書の写し | に改める。 |

別表第4の車両購入費補助金の項中「2月20日」を「1月31日」に改める。

様式第7号中「3 代替予定車両の自動車検査証の写し」を

- |   |       |
|---|-------|
| 3 代替予定車両の自動車検査証の写し                                  |       |
| 4 低床型車両でノンステップ型のものうち、標準仕様ノンステップバス以外のもので、その理由を記載した書類 | に改める。 |

様式第9号中「4 バス車両の主要部分の写真」を

- |   |       |
|---|-------|
| 4 バス車両の主要部分の写真                                    |       |
| 5 標準仕様ノンステップバスを購入した場合は、標準仕様ノンステップバス認定要領に定める認定書の写し | に改める。 |

交通政策課